

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～070 (略)</p> <p>071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「人工関節セット」、「脊椎ケージ」、「体内固定用プレート」<u>」</u>「患者適合型体内固定用プレート」又は「人工股関節寛骨臼コンポーネント」であるものにより構成されること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>072～150 (略)</p> <p>151 デンプン由来吸収性局所止血材</p> <p>定義</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～070 (略)</p> <p>071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「人工関節セット」、「脊椎ケージ」、「体内固定用プレート」<u>」又は「患者適合型体内固定用プレート」</u>であるものにより構成されること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>072～150 (略)</p> <p>151 デンプン由来吸収性局所止血材</p> <p>定義</p>

次のいずれかに該当すること。

- (1) (略)
- (2) 止血を目的として使用するデンプン又は酸化再生セルロース由来の吸収性局所止血材であること。

152～206 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)

次のいずれかに該当すること。

- (1) (略)
- (2) 止血を目的として使用するデンプン由来の吸収性局所止血材であること。

152～206 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)